

主な改正点は、次のとおりです。

1 復興産業集積区域等において機械等を取得した場合の特別償却又は法人税額の特別控除（震災特例法17の2）

東日本大震災復興特別区域法（以下「復興特区法」といいます。）の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人が、同法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に、復興産業集積区域内において、一定の事業の用に供する機械・装置、建物・建物附属設備及び構築物の取得等をしてその事業の用に供した場合には、これらの減価償却資産について、特別償却又は税額控除ができることとされました。

（注）平成26年3月31日までに取得等をした機械・装置は、普通償却限度額と特別償却限度額を合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）できます（平成26年4月1日以後に取得等をした場合の特別償却割合は、50%となります。）。建物・建物附属設備及び構築物の特別償却割合は、取得等の時期にかかわらず25%となります。

税額控除割合は、機械・装置については15%、建物・建物附属設備及び構築物については8%となります（法人税額の20%相当額を限度とし、控除しきれない場合は4年間の繰越しができます。）。

○ 減価償却資産の対価につき値引きがあった場合の税額控除限度額の計算（17の2 - 1 新設）

法人が本制度による税額控除の適用を受けた減価償却資産について、その事業の用に供した日を含む事業年度（供用年度）後の事業年度において、その減価償却資産の対価の額につき値引きがあった場合には、供用年度に遡って税額控除限度額の修正を行うことを明らかにしています。

2 復興産業集積区域において被災雇用者等を雇用した場合の法人税額の特別控除（震災特例法17の3）

復興特区法の規定により同法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間（適用期間）内の日を含む各事業年度の適用期間内において、復興産業集積区域内で産業集積事業を行う事業所に勤務する被災雇用者等に対して給与等を支給する場合には、その給与等の額の10%相当額の税額控除（法人税額の20%相当額を限度）ができることとされました。

○ 税額控除の適用がある適用期間の意義（17の3 - 1 新設）

本制度の適用上、事業年度の中から適用期間が開始する事業年度又は事業年度

の中途に適用期間が終了する事業年度においては、これらの事業年度のうち適用期間内に被災雇用者等に対して支給する給与等の額が対象となることを留意的に明らかにしています。

3 復興産業集積区域における開発研究用資産の特別償却等（震災特例法17の5）

復興特区法の規定により認定地方公共団体の指定を受けた法人が、同法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に、復興産業集積区域内において、開発研究用資産の取得等をして開発研究の用に供した場合には、普通償却限度額と特別償却限度額を合わせて取得価額の全額を償却（即時償却）できることとされました。

また、その即時償却をした開発研究用資産の減価償却費の額は、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除制度の適用上、特別試験研究費の額とみなすこととされました。

○ 専ら開発研究の用に供されるもの（17の5-3 新設）

本制度の適用対象となる開発研究用資産は、専ら開発研究の用に供されるものをいうから、開発研究を行う施設において供用されるものであっても、他の目的のために使用されている減価償却資産で必要に応じ開発研究の用に供されるものはこれに該当しないことを留意的に明らかにしています。

4 被災者向け優良賃貸住宅の割増償却（震災特例法18の2）

法人が、改正震災特例法の施行の日（平成23年12月14日）から平成26年3月31日までの間に、特定激甚災害地域内において新築された被災者向け優良賃貸住宅の取得等をして、賃貸の用に供した場合には、5年間、普通償却限度額の50%相当額（耐用年数35年以上のものは70%相当額）の割増償却をすることができることとされました。

○ 適用要件の判定単位（18の2-1 新設）

法人の有する賃貸住宅が被災者向け優良賃貸住宅に該当するための要件のうち、①共同住宅又は長屋（以下「共同住宅」といいます。）に係る各独立部分の数が10以上であるかどうか、②共同住宅が耐火建築物等に該当するかどうか、③共同住宅の取得価額が3.3㎡当たり95万円以下（耐火建築物については100万円以下）であるかどうかは、共同住宅の1棟ごとに判定することを留意的に明らかにしています。

また、その他の要件である④床面積要件、⑤生活用設備設置要件、⑥公募要件、⑦適正家賃要件を満たすかどうかは、共同住宅に係る各独立部分ごとに判定することを留意的に明らかにしています。

○ 各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合の取扱い（18の2
－ 4 新設）

共同住宅の各独立部分が住宅の用と住宅以外の用とに共用されている場合には原則として被災者向け優良賃貸住宅に該当しませんが、その住宅以外の用に供されている部分の床面積がその各独立部分の床面積の10分の1以下であるときは、その各独立部分は被災者向け優良賃貸住宅に該当するものとして取り扱うことを明らかにしています。

5 再投資等準備金（震災特例法18の3）

復興特区法の規定により同法の施行の日（平成23年12月26日）から平成28年3月31日までの間に認定地方公共団体の指定を受けた法人で、その認定地方公共団体が作成した復興推進計画につき内閣総理大臣の認定があった日以後に設立され、その指定があった日を含む事業年度において産業集積事業の用に供する一定規模の減価償却資産（機械・装置、建物・建物附属設備及び構築物に限ります。以下同じです。）の取得等をしているなど一定の要件を満たす法人が、その指定があった日から同日以後5年を経過する日までの期間内の日を含む一定の事業年度（適用年度）に、特定復興産業集積区域内において産業集積事業の用に供する減価償却資産の新設等に要する支出に充てるため、その適用年度の所得の金額以下の金額を損金経理の方法により再投資等準備金として積み立てたときは、その積み立てた金額を損金の額に算入することができることとされました。

なお、積み立てた再投資等準備金は、再投資設備等の取得等をした際に任意に取り崩すほか、認定地方公共団体による指定が取り消された場合や指定の日以後10年を経過した場合など一定の場合に取り崩して益金の額に算入することとされました。

○ 圧縮記帳をした減価償却資産の取得価額（18の3－1 新設）

本制度の適用上、法人が認定地方公共団体の指定があった日を含む事業年度において取得等をした減価償却資産の取得価額の合計額が3億円（法人が中小企業者等である場合は、3千万円）以上であるかどうかの判定に当たり、その減価償却資産が震災特例法、法人税法又は租税特別措置法の規定による圧縮記帳の適用を受けている場合には、その圧縮記帳前の実際の取得価額により判定を行うことを明らかにしています。